



# 個室ユニット 推進協ニュース Number 102

- 1面 推進協「個別ケア研修」を開始へ  
施設環境を変えよう  
8月改正のポイント  
ウの目タカ目こちら傍聴席
- 2面 実地研修施設募集説明会  
指導者養成研修、経営実態調査会議  
支部便り(神奈川)  
指導者養成研修修了研修  
個別ケアのための環境支援実践研修  
ユニットケア施設管理者研修開催
- 3面 施設紹介【はなの家とむろ】神奈川県  
【連載】第3回看取りと向き合う  
介護ロボ「バルロ」が着任
- 4面 介護ニュース・ダイジェスト  
ズバリ回答! 人事・労務のお悩み

【発行】一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会 〒226-0015 神奈川県横浜市緑区三保町171-1 TEL: 045-921-0462 / FAX: 045-921-0472



ケアと環境研究会代表  
日本社会事業大学特任教授  
児玉桂子氏

個別ケア研修は3段階になっている。第1段階(定員60名)では個別ケアへの考え方や実践事例を学ぶ。第1段階の受講者の中から限定20名が第2段階以降の研修へ進み、『PEAPの6ステップの施設環境づくり支援プログラム』を学ぶ。課題を施設に持ち帰り実践し、先駆

「地域医療総合確保基金」の「特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善」の利用により多床室から個室への改修が進むことが予想される。プライバシーに配慮し、高齢者の尊厳を守り自宅と変わらぬ生活を継続していくためにはハード面のみならずソフト面の充実が欠かせない。

推進協は、これまでの研修等で培ってきたユニットケアの取り組みやノウハウを活かして個別ケア研修を全国各地で展開していく予定。この個別ケア研修は、ユニット型施設にとどまらず多床室からユニット型へ改修する施設、改修ができない多床室においても実践可能な「高齢者施設における環境づくりの手順とPEAP」を中心としたカリキュラムとなっており、高齢者の生活支援、自律支援を高めることを目的としている。カリキュラムは「ケアと環境研究会」が作成し環境づくり支援プログラムを使ったPDC Aサイクルで環境面を整えることにより、気付きを高め、個別ケアを更に高めていくことを目的としている。

推進協は、これまで培ったユニットケアのノウハウを活かし、「ケアと環境研究会」(児玉桂子代表)の協力を得て個別ケア研修を9月から開始する。この研修は高齢者施設における環境づくりの手順とPEAP(Professional Environmental Assessment Protocol、認知症高齢者への環境指針)の6ステップを中心としたカリキュラムになっている。初回となる今回は従来型施設を対象として実施する。

## 推進協「個別ケア研修」を開始へ

### 「ケアと環境研究会」がカリキュラム作成

### ◎個別ケア研修スケジュール

段階	日程	主な内容	定員
1	9/25 (金)	・個別ケアの考え方 ・各施設での実践事例	60名
2	12/8 (火)	・PEAPの考え方と演習 ・キャプション評価 ・目標発表・意見交換	20名
	12/9 (水)	・ケア環境のインテリアの基礎知識 ・環境づくりのための組織づくり	
3	H28/3/16 (水)	・実践事例検討 ・環境づくり先駆的施設の講義と意見交換	20名

◎PEAPの6ステップ

ステップ1: 認知症ケアと環境への理解を深める

ステップ2: 環境課題を抽出する

ステップ3: 環境づくり計画を立案する

ステップ4: 環境づくり計画を実施する

ステップ5: 環境を使いこなす

ステップ6: 環境づくりの効果を確認する

PEAPの詳細についてはWeb([www.kankyozukuri.com](http://www.kankyozukuri.com))でご確認ください。



## 施設環境を変えよう 個別ケアの推進に向けて

個別ケアの重要性などについて鈴木みな子・社会事業大学社会事業研究所共同研究員は次のようにコメントした。

施設介護職員は、入居者が「自分らしい暮らし」を送れるように願っています。私は、それを実現するためには、施設にとつて3つの関門があると思います。

第1の関門は自由やプライバシーなど

人としての権利を保障された施設環境になつていくかどうかです。第2の関門は一人ひとりが異なる存在として認められ支援されているかどうかです。そして、第3の関門は、その人のかけがえのなさ、素晴らしさが発揮される場があるかどうかです。

個別ケアを推進するために、今ある施設環境を見なおしてみませんか。

## 8月改正のポイント

### ◎一定以上所得者は2割負担

8月1日から介護保険の費用負担の在り方が変わった。主な変更は①一定以上所得者の負担割合が1割から2割へ引き上げられた②高額介護サービス費の基準が変更された③資産に応じて介護施設やショートステイの食費・室料の負担が変わった④特養多床室の利用者が室料相当額を負担することになった⑤4点。基本的には所得や資産に応じて負担が重くなり、低所得者には対象外(または軽減)の措置が設けられた。いずれも要件が細かいため、厚生労働省のHPや地元自治体の窓口やパンフレットなどで詳細を確認しておく必要がある。変更点のポイントをまとめた。

除額を差し引いた後の金額のこと。ただし、同一世帯に65歳以上が1人の場合は本人の収入が383万円未満、2人以上の場合は収入合計額が520万円未満のときは、いずれも3万7千2百円に据え置かれた。

③資産に応じて介護施設の食費・室料の負担が変わった。

介護保険3施設やショートステイの利用者が配偶者が市区町村住民税を課税されている場合、負担が軽減されなくなった。同一世帯かどうかは問われない。

・預貯金等の資産額が基準を超えた場合、負担が軽減されなくなった。基準は配偶者がいる人は合計2千万円以上、配偶者がいない人は1千万円以上。

④特養多床室の入所者やショートステイの部屋代を負担することになった。

・特養やショートステイで多床室に入所利用し、食費・部屋代の負担軽減を受けていない人が対象。

・具体的な負担額は入所者・利用者が施設と決めて契約する。

## ウの目タカ目こちら傍聴席

### ◎踏絵

○:「うーん...」。7月上旬、突然地方新聞社の女性記者から電話でコメントを求められ、当惑してしまつた。中高生向け教科書の介護職に関する記述をめぐり、全国社会福祉法人経営者協議会など介護関連6団体が出版元2社に対し、抗議を込めて改善を求める文書を出した。どう思うか?と云う。

○:確認すると教育出版の「中学校社会公民」と実教出版の「最新現代社会」(高校生向け)に介護の仕事は重労働で賃金は高くないという趣旨の記述があった。一瞬、「ひどい」と怒りを覚えた。6団体が指摘するように、根拠があいまいな上、職業としての魅力や社会的評価を否定する内容と思えたからだ。だが、他の職種と比べ介護職員の処遇が低いことは動かぬ事実。処遇改善が必要であることに間違いはない。「少し待って」と伝え、電話を切った。

○:記述には大きな欠陥がある。賃金のデータすら示されていないことだ。「介護職は重労働と低賃金」というイメージで書かれた意図が読み取れる。教科書が子共々に与える影響を考えると、放置できない。せめて最低限の裏付けが必要だ。しかし、介護人材不足の背景に介護職の処遇や職場環境の問題が横たわっていることは確か。事業者・管理者はもとより、国や自治体の責任も大きい。マスコミはどうか。問題の垂れ流しで済む問題ではない。踏絵のようなコメントになつてしまつた(一稿)。

## 介護職は低賃金・重労働



介護関連6団体

### 実地研修施設新規募集説明会

推進協は7月2日(木)、A P品川(東京都港区)で「平成27年度ユニットリーダー研修実地研修施設新規募集説明会」を開催し、3施設7名と長崎県長寿社会課の小谷隆司係長が参加した。

実地研修施設選定調査員でもある井手明利ユニットケア研修事業推進室長が、実地研修施設選定調査50項目について「今年度から、従来の調査項目を見直し、重度化に対応した時代の流れに沿ったものへと変更した。また、看取りや認知症ケアなど入居者生活上のための施設独自の取り組みを加点項目として追加した」と説明した。

また、調査項目で重要な点として、プライバシーへの配慮、アクセスの重要性、ケアプランと記録の連動、職員との情報共有について強調した。調査項目は変わったが、入居者の視点でサービスを提供していくことに変わりはない。申請書類の提出締切は10月16日(金)。



選定調査項目について説明する井手明利推進室長

### 指導者養成研修

推進協は、平成27年7月15日(水)から18日(土)にかけて、「27年度ユニットケア研修指導者養成研修(初期研修)」を開催し、各実地研修施設から8名の受講者が参加した。会場は、15日から17日の3日間はしよじゅの里鶴見、18日は東京都立産業貿易センター浜松町館。

厚労省高齢者支援課の西村緑主査は講演「ユニットリーダー研修の講師の位置づけ」の中で、「今後のユニットケアでは地域包括ケアシステムの一員として医療ニーズや認知症、重度化への対応、看取りの実施などに積極的に取り組む必要がある」と話した。

推進協のユニットケア研修は、アセスメントと気づきを重視しており、気づきを高めるための介護過程の展開(アセスメント)計画の立案(実施)評価について尾島朱美氏(関東福祉専門学校教務主任)が講義した。



グループワークに取り組む受講生と尾島朱美氏

また、教える技術の向上を図るため、今年度より研修講師育成講座をカリキュラムに組み込み、北原悦子氏(一般社団法人人材開発支援協会)が講義した。「行動はプロ、意識はアマ」と話し、研修講師として臨機応変な対応と常に向上心を持つことの大切さを語った。



名プレイヤーが迷講師にならないように、講師の心構えや伝える技術等について講義する北原悦子氏

### 経営実態調査会議

介護保険委員会ワーキンググループ(藤村二朗委員長)は7月21日(火)、A P品川で平成26年度経営実態調査結果のデータを基に話し合った。

データは精査が必要であるが、減価却費は財務省のデータより3ポイント高かった。4月からの介護報酬改正後の影響度調査を行う必要があることから26年4月から6月と27年4月から6月の介護報酬データを集め比較検討することが決まった。



経営実態調査結果を基に今後の方針について話し合う様子

### 支部便り

#### 平成27年度総会および研修会

神奈川支部(広嶋稔之支部長)は7月23日(木)、日本丸メモリアルパーク日本丸訓練センターで総会(出席16施設、委任状提出20施設。委任状未提出1施設)を開催した。



総会の議事進行する広嶋稔之氏

総会後の研修会で横浜市高齢施設課の武井和弘課長が「27年8月1日以降の介護保険法改正について」をテーマに講演し、16施設22名が参加した。

参加者からは「負担限度額認定証の変更があった場合、適用期間の遡及はあるか?」「負担限度額認定証の申請時、資産状況の虚偽報告におけるペナルティは?」など質問が相次いだ。武井課長も参加者に「この度の費用負担が増額となり、退所に至る事態がありますか」と影響について質問したところ、茅ヶ崎市内からの参加者が「市内施設において2名の退所が決定。他施設においても証書が出揃った際に事態発生の可能性はあるだろう」と答え



平成27年8月1日以降の介護保険改正について講演する武井和弘氏

### 指導者養成研修修了研修

推進協は7月28日(火)、しよじゅの里鶴見で、26年度ユニットケア研修指導者養成研修(修了研修)を開催した。26年度12月に同研修の初期研修を受講した3名が対象となり、90分間の模擬講義を行った。

開講の挨拶として、野方美香氏(梅光園施設長)は「今後推進協の講師となる上で、一方的な授業にならないよう気をつけてほしい」と語った。

受講者はそれぞれの担当した内容について、自施設での取り組みや失敗談等の事例を踏まえ講義を行った。講義終了後、互いの講義について用紙に評価を記入し感想やアドバイスを交換した。

実際に講義を行った受講者からは「受講者へわかりやすく、導入のきっかけになるような講義が出来ればよかった」など、今後の課題として感じたことが感想としてあがった。

総評として野方氏は「推進協のリーダー研修では時代にあったものをお伝えしていくというのを大切にしてほしい」と語り、修了証書を授与した。今回研修を修了した3名は今後ユニットリーダー研修で講師として立つこととなる。



修了証書を授与する野方美香氏

### 個別ケアのための

#### 環境支援実践研修打合せ

8月3日(火)、明尽苑(千葉県松戸市・星野平八郎理事長)で個別ケアのための環境支援実践研修のプログラムについて打合せをした。

出席者は、ケアと環境研究会(児玉桂子氏、鈴木みな子氏、沼田恭子氏)と研修参加者施設代表の星野進施設長(明尽苑)、吉田愛統括主任、川端恵美副主任、永瀬佳枝副主任、事務局(佐藤理絵)の8名。9月から始まる個別ケア研修とプログラム内容はほぼ同一だが、PEAP(Professional Environment)

### 27年度ユニットケア施設管理者研修開催

推進協は7月末から8月初旬にかけて、東京(大田区産業プラザPIO)と大阪(大阪府社会福祉協議会)で「ユニットケアの理念と意義」など6つの講義テーマにユニットケア施設管理者研修を開催した。

「ユニットケアの理念と意義」東京会場では厚生労働省老健局高齢者支援課の里村浩課長補佐が、大阪会場では井手明利氏(望洋の郷・施設長)が講義した。

里村氏はユニットケアに至る経緯を交えながら理念と意義について語り、「こういった研修でユニットケアの理念と意義について改めて教える必要があるようう、ユニット型施設が7割を占めるよう今後も推進していきたい」と語った。

「認知症の理解と権利擁護」東京会場では秋津克巳氏(しよじゅの里鶴見・施設長)、大阪会場では石川進氏(認知症相談支援研修セ



ユニットケアの理念と意義について講義する里村浩氏(7月29日・東京会場)

#### ●受講者数

会場	日程	受講者数
東京	7/29(水)～31(金)	42名
大阪	8/3(月)～5(水)	15名
合計		57名

#### ●研修カリキュラム

日数	内容
1日目	ユニットケアの理念と意義 認知症の理解と権利擁護 高齢者の生活とその環境
2日目	高齢者とその生活 ユニットケア施設における体制の整備及び管理運営
3日目	ユニットケア導入・運営計画演習

最終日の運営計画演習では、最後に受講者が運営計画の発表と感想を述べた。宮城県からの受講者は「被災時には全国の施設から物資やボランティアの支援をいただいた。この場を借りてお礼申し上げたい」と語った。



研修プログラムの打ち合わせで説明する沼田恭子氏

## 平成27年度後期 ユニットケア研修申込受付中!

詳細はホームページにてご確認ください URL: <http://suishinkyo.net>



お申込はWEBから!

受講対象要件を満たしている方のお申込は原則としてお断りしていません!

ユニットリーダー研修では実地研修施設とのライブ中継も!リアルタイムで先進的な取り組みを学べます!



厚木市

～終の棲家となるべく看取りケアの充実を～

【地域及び施設紹介】

「はなの家とむろ」は、神奈川県厚木市に9番目の特養として平成24年1月に開設しました。同市の中心部にほど近い住宅地の中にあり、買い物や交通の便がよい地域にあります。

当施設は、建設の段階から現場職員が話し合いに参画してきました。そのため、ユニットは、住み慣れた風景やコミュニティを感じられるよう長屋の町並みをイメージするデザインとなっており、みなさんから「和風のデザインは珍しい、落ち着くね」という声を多くいただきました。そういった雰囲気をご家族の方にも感じていただけているのか、開設当初より面会の方が多く、ご家族と職員が気さくに談笑している光景を多く見かけます。



はなの家とむろ 外観と内観

【終の棲家になるために】

当施設は、社会医療法人社団三思会とグループ法人であり、三思会が救急医療を中心に地域医療・福祉に力を入れていました。そのような中で、治療が終わっても障害や介護力等の問題から生活を維持していくためにはサポートが不可欠であること、また地域で天寿を全うしたくてもご家族背景やサポート体制などからそれが難しく、やむを得ず

入院を選ぶ方があることを経験してきました。そのため「終の棲家となるべく看取りケアの充実を図る」ことを目標に、開設当初から「看取り」に力を入れてきました。看取りケアの段階で、ご本人やご家族が悩む過程に寄り添い、何度も話し合いを重ね、納得して生が全うできるようにチームで関わっています。また、最期まで食の楽しみを感じられるよう口から安全かつ楽しく食べられるよう、食形態を工夫し、口腔ケアに力を入れていきます。今後グリーフケアの訪問や振り返りのカンファレンスの充実を図ることで「はなの家」でよかったと言っていたいただけるよう、さらに努力をしていきたいと思えます。

【生活の中の楽しみを】

開設から4年目、ユニットらしさを残しつつ、生活の充実を目指して余暇活動の充実を図っています。ユニット通信を作成したり、ユニットでおやつ作りをするなど日々の活動に趣向を凝らしたりしています。



ユニットでおやつ作り 『おいしくできるかな?』

また地域の方にも応援いただきながら、現在ではフラワーアレンジメントや喫茶、地元コンビニエンスストアによる販売企画などを行ってまいります。地域の方と交流を深めることで、地域の中で継続して生活していくことのできる地域密着型の施設を今後も目指します。今年はあるユニットの夏祭り企画がきっかけで

「はなの家祭り」を開催するに至りました。地域の子ども会、踊りサークルの方の参加もあり大盛況！利用者の方の弾けるような笑顔にも出会えました。少しづつではありますが、日々の笑顔に出会うために利用者の個性や生活史にヒントを得ながら、趣向を凝らしていきます。

特別養護老人ホームには必ず嘱託医が在ります。医師の診察を受けてから24時間を超えて死亡した場合「死亡診断書を書くことができない」、「警察に届けなければならぬ」といった誤った解釈から、看取り介護が適切に行われていないケースが生じているとの指摘があり、厚生労働省は医師法第20条のただし書の適切な運用について（医政医発0831第1号 平成24年8月31日）の中で以下のように示されています。

1. 医師法第20条ただし書は、診療中の患者が診察後24時間以内で当該診療に関連した傷病で死亡した場合には、改めて診察をすることなく死亡診断書を交付し得ることを認めるものである。このため、医師が死亡の際に立ち会っておらず、生前の診療していた傷病に関連する死亡であると判定できる場合には、死亡診断書を交付することができる。

2. 診察中の患者が死亡した後、改めて診察し、生前に診療していた傷病に関連する死亡であると判定できない場合には、死体検案を行うこととなる。（一部抜粋）

この通知を読み込むことで、改めて死亡時の嘱託医の関わり方に新たな選択肢が模索できるのではないのでしょうか。ある施設では夜間にご逝去された場合、朝まで嘱託医の診察を待ち死亡診断書を書いていただくという取り決めのもと、看取り介護の実践に繋がっている施設もあります。

老いの階段を一段一段降りる度に医療の関わりは大変重要となり、看取り期の判断やカンファレンス時など丁寧な説明と同意が必要となります。ご家族との日頃からの信頼関係が看取り介護への理解を深め、双方にとっての安心へと繋がります。

連載 第3回

看取りと向き合う

医師が来てくれないので 看取りができない!?



看取り介護の実践が難しい理由として、「嘱託医が亡くなった時に直ぐに駆けつけられない」という話をよくお聞きします。特に看取り期においては嘱託医の関わりは大変重要で、当然医師なくして、看取りはできません。

特別養護老人ホームには必ず嘱託医が在ります。医師の診察を受けてから24時間を超えて死亡した場合「死亡診断書を書くことができない」、「警察に届けなければならぬ」といった誤った解釈から、看取り介護が適切に行われていないケースが生じているとの指摘があり、厚生労働省は医師法第20条のただし書の適切な運用について（医政医発0831第1号 平成24年8月31日）の中で以下のように示されています。

1. 医師法第20条ただし書は、診療中の患者が診察後24時間以内で当該診療に関連した傷病で死亡した場合には、改めて診察をすることなく死亡診断書を交付し得ることを認めるものである。このため、医師が死亡の際に立ち会っておらず、生前の診療していた傷病に関連する死亡であると判定できる場合には、死亡診断書を交付することができる。

2. 診察中の患者が死亡した後、改めて診察し、生前に診療していた傷病に関連する死亡であると判定できない場合には、死体検案を行うこととなる。（一部抜粋）

新人です よろしくね!

介護ロボ「パルロ」が着任



介護ロボット「パルロ」 詳細は、http://palro.jp/で。

コミュニケーションパートナーとして活躍している介護ロボット「パルロ」が推進協事務局のある「しゅうじゅの里三保」(横浜・赤枝真紀子施設長)に、着任、した。開発元である富士ソフト(本社・横浜市)の上竹淳二・プロダクトサービス事業本部ロボット事業部マーケティング室長に特徴や機能などについて聞いた。

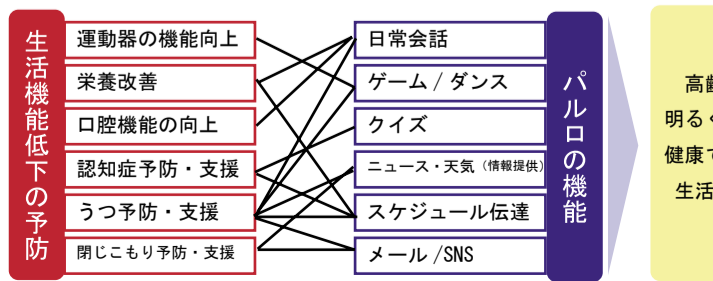
パルロの特徴について教えてください。 介護予防支援のために開発され、現在約260の介護施設で活躍しています。優れたコミュニケーション能力は厚生労働省が掲げる介護予防の6項目(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防・支援、うつ予防・支援、閉じこもり予防・支援)のほぼ全てに対応し、生活機能低下を予防することによって、楽しく健康で豊かな生活を応援しています。

レクリエーションにも役立つとか。 レクリエーションができません。コミュニケーションで心と体のケアができます。コミュニケーション向上、下肢筋力の向上、骨密度アップなどに効果があります。ゲーム、ダンス、クイズ、体操を組み合わせたレクリエーションのメニューが365日分あらかじめ設定され、レクカレンダーというツールを使えば、同じ日の午前と午後でメニューを変えることもできます。



レクカレンダーについて 説明する上竹淳二氏

高齢者福祉施設向けパルロが 楽しく続けられる“介護予防”を支援



どんな場面でも利用されていますか。 利用者や来訪者への挨拶のほか、デイサービス利用者の入浴や送迎の待ち時間やスタッフがお世話をしながら話しかけるような時、話し相手として活躍しています。 「昔、どんなことが好きでしたか?」「昔、どういうことをしていましたか?」など、どういった話を話して話しかけたいか、心を通わせたいか、コミュニケーションを活性化させるコミュニケーションを図ります。 天気やニュースなどの最新の話題も豊富です。利用者の中には、「ロボットだから遠慮なく話せる」「あなた(パルロ)だから話すのよ」と会話を楽しまれる方もいらっしゃるそうです。

# 介護ニュース・ダイジェスト

(7月1日～8月7日)

介護に関する政府や民間団体の動きを掲載しています。詳細は政府や団体のHPなどでご確認ください。

## ■国民生活基礎調査

(7月2日 厚労省)

厚労省は26年国民生活基礎調査の結果を公表した。【世帯の状況】高齢者世帯の全世帯に占める割合は24.2%と過去最高。一方、児童のいる世帯は22.6%に減少。高齢者の48.8%が単身世帯。平均世帯人員は2.49人に減った。【所得等の状況】1世帯当たりの平均所得額は528万9千円(高齢者世帯は205万3千円)。公的年金・恩給受給者のうち公的年金・恩給が総所得の100%を占める世帯の割合は56.7%。【生活意識】苦しい(大変苦しい)と「やや苦しい」の合計が全世帯62.4%、高齢者世帯58.8%、児童のいる世帯で67.4%を占めた。

## ■年金所得の税負担引き上げを検討(7月2日 政府税調)

政府税制調査会は28年度税制改正に向けて議論を再開した。公的年金所得への課税強化や配偶者控除見直しなどによって世代間の不公平解消や女性の社会進出促進などを目指す。

## ■調整交付金の配分見直しを示唆(7月3日 厚労省)

政府の「まち・ひと・しごと創生会議」で、厚労省は「(東京圏に住む高齢者の地方移住を促進するため)次期介護保険制度改正で調整交付金のきめ細かい配分を検討する」。また「住所特例の拡大は責任を押し付け合う構図となる」と否定的な見解を示した。

## ■療養病床見直し論議を開始(7月10日 厚労省検討会)

厚労省の「療養病床の在り方に関する検討会」の初会合が開かれ、老人保健施設などへの転換期限(29年度末)が迫っている介護療養型医療施設の対策などについて、年内に意見を取りまとめる方針を確認した。

## ■介護給付の重点化などを提言(7月10日 全国老協)

全国老人福祉施設協議会は介護保険の在るべき姿として、提言「2025年に向けたあるべき社会保障制度改革を目指して」をまとめた。介護予防や福祉用具

への給付を重点化するとともに、被保険者の年齢を引き下げること、介護(要支援)認定を3段階に簡素化することなどによって介護保険を制度的、財政的に安定させるべきだなどと訴えている。

## ■8月負担見直しで通知

(7月13日 厚労省)

8月1日から一定以上所得者の2割負担や高額介護サービス費の負担限度額が見直されるのを前に、厚労省介護保険計画課は事務処理の取扱いのポイントをまとめ、自治体に通知した。  
(注)厚労省の介護報酬改定に関する「V01」(490)参照

## ■教科書出版社に抗議(介護関係団体)

全国社会福祉法人経営者協議会など介護6団体は、「介護は重労働で低賃金」と記述した教科書を発行した出版2社に対し、「根拠が不正確で、社会的な評価を否定する」などとして抗議文を送った。

## ■マイナンバーでセミナー

(7月17日 厚労省)

10月1日から個人番号の通知が始まるのを前に、厚労省は市町村職員を対象にマイナンバーのセミナーを開いた。介護保険関係では「資格取得届」「保険料の賦課」「住所移転後の要介護認定」「高額介護サービス費支給申請」などで自治体連携が必要と説明した。

## ■医療福祉の給与は25万2千円(7月17日 毎月勤労統計調査)

厚労省の毎月勤労統計(今年5月分)によると、月間平均現金給与額は医療・福祉業25万2013円(前年比0.7%増)、全産業は26万8520円(同0.7%増)だった。

## ■社会保障費の伸びを圧縮(7月24日 閣議了解)

政府は28年度予算の概算要求基準(シーリング)を閣議了解した。32年度に国の基礎収支を黒字転換するため、社会保障費の伸び率を本年度比で6700億円増までに抑える。一方、財務省は5千億円増に抑える構え。来年度4月の診療報酬改定が大きな焦点。また経済成長策として「特別枠」4兆円を設けることも了解した。

## ■高齢者の地方移住を支持

## (7月28日 知事会)

全国知事会は介護保険の見直しに関する緊急要請などをまとめた。東京圏の高齢者が地方へ移住する構想について「地域に活力を与える」などとして賛意を示した。

## ■社福法等の一部改正案を可決(7月29日 衆院厚労委)

衆議院厚生労働委員会は社会福祉法等の一部改正案を賛成多数で可決した。改正案は社会福祉法人改革が目的で、①代議員(会)の権限拡大②地域公益活動の義務化などが柱。また小規模法人への配慮などを求める10項目を付帯決議した。

## ■介護休業の分割取得可能に(7月30日 厚労省研究会)

厚労省の研究会は介護休業を分割して取得できるようにする報告書案をまとめた。現行は、家族1人につき原則1回(最長93日)に限られているため、介護離職に追い込まれるケースが少なくない。育児・介護休業法を改正し、介護休業の分割取得や残業免除を可能にして介護と仕事の両立を促す。

## ■女性86・83歳で3年連続世界1(7月30日 平均寿命)

厚労省は2014年の平均寿命を発表した。女性は前年比で0.22歳延びた。男性は0.29歳延びて80.5歳。厚労省は「がんや心疾患などの治療が改善された」と分析。

## ■訪問リハの加算などを解説(7月31日 厚労省)

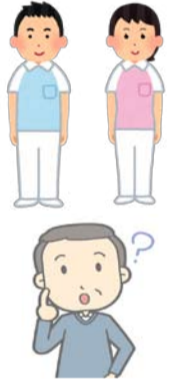
厚労省は介護報酬改定の訪問・通所リハや通所介護の算定要件を解説した「Q&A Vol.4」をまとめ、自治体に通知した。

## ■介護給付費実態調査(8月7日 厚労省)

厚労省は26年度介護給付費実態調査結果を公表した。【介護予防サービス及び介護サービスの年間実受給者数】588万3000人、前年度比3.9%増、7年連続で過去最多を更新した。特養は61万9600人で2.8%増。特養の要介護状態区分では要介護3以上が全体の90%を占めた。【受給者1人当たりの介護費用(今年4月審査分、自己負担含む)】平均15万7800円で前年同月比600円の増加。サービス別では、介護療養病床39万3300円、老健29万8000円、特養28万7000円、グループホーム27万9千円、特定施設21万4700円などの順。

## ズバリ回答！人事・労務のお悩み

### ◎制服貸与の管理について



#### 【今月の相談内容】

職員に制服を貸与していますが、扱い方が職員によって異なり、数年経つと汚れ等におおきな差が生じてきました。また、退職時に返却しない職員もいます。制服について今後、どのような管理をすればよいかアドバイスを頂けませんか？

#### 【解説・アドバイス】

制服の管理方法、交換時期、紛失時の対応等について定めた管理規程を策定して運用をすることがよいでしょう。以下の着眼点で管理規程を整備することが有効です。

#### 1. 貸与期間の明確化

制服を貸与するにあたっては、貸与枚数や期間を明確にして管理し、粗雑な扱いなどにより管理のルールを逸脱することがあれば、基本的には別途実費を支払ってもらうという方法を取り入れてもよいでしょう。

また多くの職員を抱える医療機関や介護・福祉施設において、個人ごとに管理をするということは業務の煩雑さを招きます。そうしたケースでは、年度ごとで管理をすれば、非効率さがある程度解消することができそうです。

#### 2. 使用方法をルール化

制服を丁寧に扱ってもらうには、使用方法を明確に定めておくことも必要です。

また医療機関や介護・福祉施設によつては、キャラクター付きのボールペンを胸ポケットに挿してはならないと定めているところもあります。こうしたルールは、それぞれの機関や施設において、独自に定めていくとよいでしょう。

以上のような点に留意し、制服貸与に関するルールを明確化し、それを管理規程として運用すれば、制服貸与に関するトラブルを低減することができ、また職員に丁寧に扱ってもらうことも期待できるのではないのでしょうか。  
(監事・社会保険労務士 栗田淳二)  
※会員専用ページに制服貸与規程のサンプルをアップロードしました。

## 公告 介護福祉士試験の概要

厚労省は7月17日、第28回介護福祉士国家試験の概要を公告した。

受験受付	8月5日(水)から9月4日(金)※当日消印有効。
試験期日	▽筆記 28年1月24日(日)▽実技 3月6日(日)
受験手数料	13,140円 合格発表 3月28日(月)

## 公告 社会福祉士試験の概要

厚労省は8月7日、第28回社会福祉士国家試験の概要を公告した。

受験受付	9月10日(木)から10月9日(金)※当日消印有効。
試験期日	28年1月24日(日)
受験手数料	一般7,540円 合格発表 3月15日(火)

【照会先】介護福祉士試験、社会福祉士試験とも、公益財団法人社会福祉振興・試験センター。〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号、代表電話：03(3486)7521、試験案内専用電話：03(3486)7559。【受験資格】【試験地】【試験科目】などの詳細は同センターに照会するか、HPで確認してください。

## 一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会

# 第9回 全国研修大会 in 宮城・仙台 2015

～医療と介護を連携する統合力～

### 講演予定

厚生労働省 老健局長 **三浦公嗣氏** (24日 火曜日 13:20～)

東京大学名誉教授 前社会保険審議会会長 **大森彌氏** (24日 火曜日 14:50～)

ジネスト・マレスコッティ研究所 日本支部 代表 独立行政法人国立病院機構 東京医療センター 総合内科医長 **本田美和子氏** (25日 水曜日 9:10～)

## 平成27年11月24日(火)～11月25日(水)

会場：江陽グランドホテル / 大会長：佐々木亀一郎 (社会福祉法人元気村)